

東京都住宅供給公社 理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

損害保険パンフレットの設置に係る申込書

パンフレット名称			
会社名			
所在地	〒		
担当部署名			
担当者名		連絡先	
設置期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日		
設置場所	東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター内のラック		

※以下はパンフレットの取扱いが保険代理店の場合のみ記入（1社指定）

保険 代理店	会社名			
	所在地	〒		
	代表者氏名			
	担当部署名			
	担当者名		連絡先	
希望連絡先	<input type="checkbox"/> 保険会社担当者 <input type="checkbox"/> 保険代理店担当者 （どちらかに✓して下さい）			

《申込み・パンフレットに関する注意点》

- ・申込会社は、保険業法上定められる「損害保険会社」、「外国損害保険会社等」、「少額短期保険業者」、消費生活協同組合法に基づき、保険事業に類する商品を扱う「共済団体」であり、かつ、将来における保険金等の支払いを確実にするための経営的健全性を有する者であること。なお、パンフレットの取扱いが保険代理店の場合は、代理店を1社指定すること。
- ・パンフレットは「公社賃貸住宅内に収容する居住者の動産の損害」及び「賃貸住宅において居住者が負う大家又は第三者への損害」を補償する保険が含まれているものとし、かつ、「示談交渉」および「個人賠償責任」（自転車損害賠償保険等）が含まれているもの、または特約（オプション）として付帯できるものであること。
- ・金融庁所定の「保険会社向けの総合的な監督指針」等が定める基準をみたすものであること。
- ・設置するパンフレットは、1社につき1種類、サイズはA4フルサイズまでであること。
- ・設置できるパンフレット数は最大で6商品までとする。
- ・パンフレットの設置位置は、正味収入保険料が高い順にラックの上段から設置する。
- ・設置の申込みが6社を超える場合、前年度決算における正味収入保険料が高い順に3社決定し、他の設置会社を上記に該当しなかった申込者の中から抽選にて3社決定する。
- ・パンフレット設置場所における「保険商品の内容説明」、「保険契約の勧誘」、「保険契約の申込書の受領」等はできないものとする。
- ・パンフレットの納品、在庫確認（月1回程度）、回収、処分等に係る費用は保険会社の負担とする。
- ・半期ごとにパンフレット設置における効果（契約件数等）を公社が指定する様式により報告すること。
- ・パンフレットの内容を確認するため、事前に公社へパンフレットの見本を提出すること。
- ・お問い合わせ情報（保険会社名、設置するパンフレットの商品名、代理店名、代理店のお問い合わせ先及び営業時間、代理店HPのQRコード等）をまとめた「保険パンフレット一覧」の作成及び配布（公社HPへの掲載を含む）を了承すること。